

【全体】

- 2.6万協定（集落協定：25,405、個別協定：553）、60万人の協定参加者により、66.4万haの農用地が維持管理
- 令和元年度中に、全ての協定において協定に定められた活動の目標が達成される見込み

【基礎的活動】

- 耕作放棄の防止、水路7.3万km、農道6.7万kmの維持管理、多面的機能の増進

【体制整備】

➤ 農業生産性の向上（A要件）

- 1,034協定において、機械・農作業の共同化（84%）、担い手への農作業の委託（37%）や農地集積（26%）、農業生産条件の強化（24%）、高付加価値型農業の実践（16%）の取組が実施

➤ 女性・若者等の参画を得た取組（B要件）

- 397協定において、新規就農者等の確保（63%）、地場産農産物等の加工・販売（40%）、消費・出資の呼び込み（4%）の取組が実施
- 協定活動の核となる人材が新たに1,050人確保

➤ 集团的かつ持続可能な体制整備（C要件）

- 16,396協定、31万2千haにおいて、農業生産活動等を継続し得る体制を整備（集落ぐるみ型：72%、組織対応型：20%、担い手型13%等）

【加算措置】

➤ 集落連携・機能維持加算

- 加算を受けていないものも含め、534協定、41,090haで「集落協定の広域化」に取り組み、1,579人の協定参加者、2,424haの協定農用地が増加
- 集落協定の広域化等の取組によって、人員確保（55%）、機械・施設等の充実や事務局経費の確保（51%）、事務局機能の一元化（44%）などの効果
- 30協定、586haで「小規模・高齢化支援」に取り組み、111集落が新たに本制度の取組を開始

➤ 超急傾斜農地保全管理加算

- 1,874協定、17,447ha（うち 田：63%、畑：37%）で法面の維持・補修（60%）、農産物の加工・直売（32%）、鳥獣害防止施設の維持（23%）等の取組を実施

【集落戦略等】

- 2,812協定（全体の協定の11%）、316,881ha（全体の協定農用地の48%）において、集落戦略が作成済み又は作成中
- 集落戦略の策定により、交付金返還の特例措置により安心して取組が行えるようになった（75%）、農地管理の見通しが明らかになり、農地維持に向けた機運が高まった（37%）、課題解決に向けた話し合いを通じて農村協働力が向上した（36%）等の効果
- この結果、本制度への取組が23協定、526人、303ha増加
- また、一農業者等当たりの上限受給額の拡大が、条件不利地の担い手への農地集積等に寄与

【農用地の減少防止効果】

- 第4期対策においては、本制度により約3.9万haの耕作放棄の発生防止を含む約7.5万haの農用地の減少が防止されたことにより、農用地の多面的機能が維持・発揮された（※面積は推計値）
（参考）7.5万haは、北海道を除く都府県の耕地面積の平均（7.2万ha／都府県）を上回り、愛知県（7.6万ha）、埼玉県（7.5万ha）、兵庫県（7.4万ha）の耕地面積に匹敵する面積

まとめ

本制度により、農用地の維持や耕作放棄の防止による多面的機能の維持・発揮が図られており、今後も同制度の継続的な実施が必要。一方、より効果的な取組の実施のためには、以下について検討が必要。

- ① 人口減少や高齢化による担い手不足を解消するため、集落戦略の策定等を通じて集落の将来像を明確化するとともに、**後継者の育成や外部人材の確保、関係人口の増加などの取組を促進**
- ② 農村協働力（集落機能）が弱体化しており、集落協定の広域化や地域づくり団体の設立等を通じて、**集落機能を強化し、持続的・安定的な体制を構築**
- ③ 条件不利な中山間地域においては、農作業の省力化や農業収入の減少が課題となっており、農地の集積、スマート農業の導入、高付加価値型農業等の推進により、**生産性や付加価値を向上する取組を促進**
- ④ 本制度の実施にあたっては、事務負担や交付金返還措置が**不安につながっており、より取り組みやすい制度になるよう事務負担の軽減や交付金返還措置の見直し**

都道府県及び市町村による評価

- 都道府県（東京・大阪を除く）では、すべての都道府県が、管内の農業生産活動等の進捗状況等を踏まえ、本制度を「評価できる」とした（「おおいに評価できる」16%、「おおむね評価できる」84%）
- 市町村では、99%が、本制度を「評価できる」とした（「おおいに評価できる」25%、「おおむね評価できる」67%、「やや評価できる」8%）
- また、市町村においては100%、協定においては99%が、本制度の継続が必要と考えている（※ 中間年評価より）
- 耕作放棄地の発生防止や水路・農道等の適切な維持・管理などの農業生産活動の継続のほか、農業生産体制の整備や所得形成、人材確保など様々な観点から効果を発揮している

今後の課題

- 今後農業生産活動を継続的にやっていく上で、都道府県からあげられた主な課題は以下のとおり

背景

- ✓ 高齢化
- ✓ 人口減少

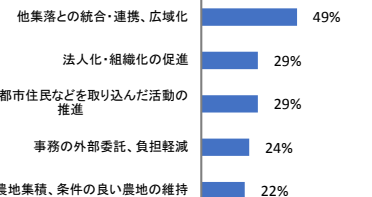
- ① 担い手や集落活動のリーダーなどの人材の不足
- ② 農村協働力（集落機能）の低下
- ③ 営農にあたって、農作業の省力化や農業収入の減少
- ④ 本制度を実施するにあたって、事務負担や交付金返還措置への不安

課題解決に向けて必要な取組

※ 市町村の最終評価を踏まえ、都道府県が回答

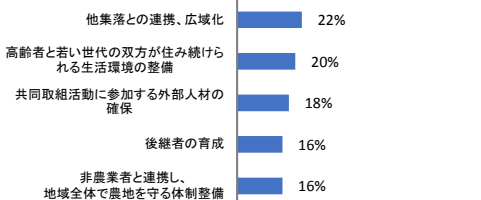
① 人員・人材に関する課題

就農支援（後継者育成、新規就農者確保、地域外からの新たな担い手の呼び込み等）



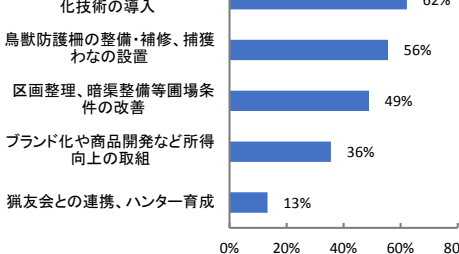
② 農村協働力（集落機能）に関する課題

行政からの働きかけ等による地域の話し合い回数の確保、内容の充実



③ 営農に関する課題

スマート農業等の農作業の省力化技術の導入



④ 本制度に関する課題

提出書類の削減、様式の簡素化など

